



部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－802	承認日	2025/7/7	1/1
<b>医師嘱託制度細則</b>					作成者	承認者
					西村昭郎	島 隆雄

嘱託規定は、1994年4月1日に改訂した。その後1995年3月に満60歳をすぎた医師の嘱託採用の規定に関して、当協会所属医師の嘱託としての再雇用について細則を定めた。1995年に策定され10年が経過した。すでに役職を担われてきた幹部医師は60歳を過ぎてきているが、2006年度以降は65歳をすぎて民医連運動の発展のために再雇用契約をお願いする方々がおられた。そこで、本細則を以下のように改定する。

#### 第1条 目的

細別は、石川勤労者医療協会を定年退職した医師について、退職後も民医連運動の発展に寄与してもらうために定める。

#### 第2条 契約

再雇用契約は、当事者と協会及び院所の協議のもとに結ばれる。

第3条 60歳定年後満65歳をむかえる年度末までの5年間は、「医師嘱託」として継続雇用する。原則として、当事者の意思に反して再雇用を拒まれることはない。

(1) 雇用条件は、就業規則、賃金規定、共済規定を準用する。

労働時間、休日、給与（諸手当含む）等は、常勤職員と同規定を適用する。

また、学会参加規定、医師会会費等の医師関係諸規定は、常勤医師と同規定を適用する。

(2) 退職金規定は適用しない。

第4条 満65歳をすぎた再雇用契約は、毎年4月1日をもって開始され3月31日をもって終了する。尚、この再雇用契約については、石川勤労者医療協会は本人の希望を十分尊重するものとする。

(1) 労働日及び労働時間は再雇用契約で定める。週の就業時間が32時間以上の場合に嘱託採用とする。32時間未満の場合は、パート契約を当事者と院所で協議し結ぶ。

(2) 給与は、原則として最終基本給額とする。諸手当は、通勤手当のみを支給する。ただし、日当直検診勤務、及び土曜日外来診療、手術、剖検、透析、検査等の超過勤務に従事した場合は、常勤医師と同規定を準用する。

(3) 退職金規定は適用しない。

(4) 健康保険、雇用保険の被保険者とする。ただし、雇用保険の保険料は、法の規定により免除される。

(5) 民医連共済組合は組合員としない。ただし、医療費給付は継続する。

(6) この契約による医師は、特別な場合以外は役職を解かれる。

(7) 本条に定める「勤務」とは、診療活動に従事することのほか、事業所の管理運営への参加、社会保障や平和活動など、民医連度運動の前進に寄与する活動も含まれる。